

2007年7月31日

満田起案

(7/12WGにおける藤崎案及び満田案を統合したもの)

## ジェットロ環境社会配慮ガイドライン第II部(案)

### 第 部 貿易・投資促進事業における環境社会配慮

#### 1. 基本的な考え方

ジェットロの事業は、対日投資の促進、輸出促進や在外企業サポート等を通じた中小企業等の国際ビジネス支援、開発途上国との貿易取引拡大及びそれらを効果的に実施するための調査・研究、情報発信・提供・貿易投資相談など多岐にわたっており、それぞれにおいて異なった環境社会面における影響が存在する。

ジェットロは、これら事業において生じ得る潜在的な影響に対する配慮や、環境社会配慮に関する情報の蓄積や提供を通じて、自らの社会的責任を果たすと同時に、企業への働きかけを通じて、経済、社会、環境の持続可能な発展に貢献していく。

ジェットロの活動の大半を占める貿易、投資の促進事業については、それぞれの事業において生じ得るリスクを認識し、国際的な枠組みや条約、各国の法律、グッドプラクティス等を踏まえながら、これら事業を企画、実施していく。

実施に当たっての基本的な考え方は以下のとおりである。(CSRの解説に関しては、別紙解説「企業の社会的責任(CSR)とジェットロの取組」参照)

#### 1) CSRの促進を通じた長期的な競争力の確保

貿易・投資分野における国際的な企業活動を長期的に行っていくためには、事業の経済・環境・社会の3つの側面のバランスを重視するCSRの考え方が重要である。企業が社会全体の持続可能性の視点に立った上でCSRを推進することは、企業自身にとっても、リスク回避、競争力と市場地位の向上や従業員意欲向上など様々な面においてメリットをもたらす。

このような認識のもとに、ジェットロは、企業によるCSRの推進を支援することにより、日系企業の長期的な競争力の確保を図っていくことを目指す。

#### 2) 国際協力

アジア等諸外国における産業全体の環境社会配慮やCSRの対応能力向上は、当該国の持続可能な発展に貢献し、また当該国で事業活動を行う日系企業・現地企業の双方にとって互恵関係を構築することにつながる。特に、開発途上国の現地企業の環境社会能力の向上は、グローバルな視点に立ったサプライ・チェーン管理を容易にし、現地サプライヤーの選択の幅を広げるため、日系企業にとっての利益にも通じる。

このような認識にたち、ジェットロは、企業とのコミュニケーションを通じて、各企業のCSRの取組推進への貢献を行うとともに、可能な範囲でキャパシティ・ディベロップメント支援を行う。

### 3) 法令遵守

ジェットロは、法令遵守はCSRの最低限の基準であること、また明文化された法令のみならず現地の慣習的権利などに対する配慮も必要であることを認識する。このような認識にたち各企業がその事業活動の中で各国の関連法令を遵守できるよう、情報提供等を通じた支援を行う。

### 4) 国際基準・規範の遵守

ジェットロは、企業とのコミュニケーションを通じて、各企業がその事業活動の種類に応じて、関連する国際条約を遵守し、国際・国内の基準/規範を遵守、尊重、参照するように働きかける。尊重・参照を行う基準・規範には、例えば、国連グローバル・コンパクト、OECD 多国籍企業ガイドライン、日本経団連「地球環境憲章及び企業行動憲章」、ILOの諸原則及び「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」、IFC パフォーマンス基準などが含まれる。

### 5) グッドプラクティスの推進

CSRは、法令遵守はもとより、製品・サービスの安全確保、地球環境・廃棄物リサイクル対策・生態系保全を含めた環境保護、労働環境改善、人材育成、人権尊重、腐敗防止、公正な競争、地域貢献など多岐の活動にわたる。

ジェットロは、企業とのコミュニケーションを通じて、各企業がその事業活動の種類に応じて、可能な範囲でこれらの分野におけるグッドプラクティスを推進するように働きかける。

### 6) 情報公開とコミュニケーション

CSRの信頼性を支える取組の中で最も重要なものの一つとして、情報開示と説明責任、ステークホルダーによる評価とステークホルダーとの対話が上げられる。

ジェットロはこのような認識にたち、自らの業務に関する情報公開を進めると同時に、情報提供や相談業務などを通じ、各企業がその事業活動に関する情報公開とステークホルダーとのコミュニケーションを推進するように働きかける。

## 2. 貿易・投資促進事業における環境社会リスク回避とグッドプラクティスの推進

ジェットロは、貿易・投資促進事業を、その性質により、「outbound 我が国中小企業等の輸出促進」、「outbound 我が国中小企業等の海外進出支援」、「Inbound 開発途上国との貿易取引の拡大等」、「Inbound 対日投資の促進」の4つに分類を行い、それぞれの事業が有する性格ごとに適切な環境社会配慮を行う。

具体的には以下の通りである。

### 1) 環境社会リスクの回避

ジェットロは、自らの業務に関連して、以下のような事態が生じることを回避するとともに、企業に対するコミュニケーションを通じて、企業がこれらの事項を回避することを働きかけ、また支援する。(別表参照)

有害化学物質や農薬を含む製品の輸出入

有害廃棄物の輸出入

製品使用後の有害廃棄物発生

事業所、工場からの汚染物質、有害廃棄物等の排出  
危険・有害物質の使用  
強制労働、児童労働の禁止、労働組合、団体交渉権、最低賃金など地元法律・国際基準によって認められた労働者の権利不履行  
雇用における差別  
危険、非衛生的な職場での雇用  
事業所、工場建設に当たっての環境社会影響評価の未実施  
用地取得に伴う非自発的な住民移転の発生  
地域住民との自然資源利用の競合  
災害や事故、緊急時の対応の不備  
森林違法伐採、動植物の生育環境破壊、貴重動植物の商業利用、偶発的な外来種の移入  
汚職・腐敗・賄賂、不透明な金品の授受  
バイオ、ナノテク等の先端分野において安全性の点で議論があるような技術、製品の流入  
市民に対する環境情報の非開示等

## 2) グッドプラクティスの推進

ジェットロは、企業とのコミュニケーションを通じ、可能な範囲で、環境社会配慮に関するグッドプラクティスへの支援のための働きかけを行う。グッドプラクティスには例えば以下が含まれる。

環境管理体制の構築：排出源対策、クリーナー・プロダクション、資源リサイクルシステムの構築、ゼロエミッション、エネルギー利用削減、環境モニタリングシステムなどを含む  
投資・貿易に当たっての環境影響に関する評価とそのフォローアップ  
環境負荷の低減に配慮した、または資する製品の促進、適正な環境技術の移転、環境配慮型ビジネスの促進  
雇用推進などを通じた社会的弱者への配慮  
サプライ・チェーンを通じた環境社会配慮、CSR 調達の推進  
地元産業の環境管理・社会配慮体制構築に向けた支援  
環境・安全・人権教育の推進  
農薬の適正利用など、「適正農業規範」(Good Agricultural Practice) の推進  
持続可能な生産について認証されている林業や水産業等からの原材料等の調達  
フェアトレードの原則などに基づく生産者配慮（生産者の社会的・経済的発展、労働環境・労働条件、生産地の環境保全など）  
従業員、地元住民、サプライヤー、顧客などのステークホルダーとの対話の促進

＜貿易・投資促進事業において想定し得るリスクと関係する国際的な枠組み、条約等の例＞(案)

Outbound		Inbound		想定されるリスク	国際的な条約、枠組み等
我が国中小企業等の輸出促進	我が国中小企業等の海外進出支援	開発途上国との貿易取引の拡大等	対日投資の促進		
○		○		①有害化学物質や農薬を含む製品の輸出入	国連グローバルコンパクト、OECD多国間企業ガイドライン
○		○		②有害廃棄物の輸出入	ロットルダム条約、ストックホルム条約、IPCバフオーマンズ基準、EU-RoHS指令、EU-REACH規則
○		○		③製品使用後の有害廃棄物発生	ハーゼル条約
	○	○		④事業所、工場からの汚染物質、有害廃棄物等の排出	IPCバフオーマンズ基準、EU-WEEE指令
	○	○		⑤危険・有害物質の使用	国連グローバルコンパクト、OECD多国間企業ガイドライン
	○	○		⑥強制労働、児童労働の禁止、労働組合、団体交渉権、最低賃金 など地元法律・国際基準によって認められた労働者の権利不履行	ストックホルム条約、ウィーン条約、モントリオール議定書、京都議定書、ロンドン条約
	○	○		⑦雇用における差別	多国間企業及び社会政策に関する原則の三者宣言(ILÖ)
	○	○		⑧危険、非衛生的な職場での雇用	
	○	○		⑨事業所、工場建設に当たっての環境社会影響評価の未実施	IFCバフオーマンズ基準
	○	○		⑩用地取得に伴う非自発的な住民移転の発生	
	○	○		⑪地域住民との自然資源利用の競合	国連グローバルコンパクト
	○	○		⑫災害や事故、緊急時の対応の不徹底	
	○	○		⑬森林不法伐採、動植物の生息環境破壊、貴重動植物の商業利用、偶発的な外来種の導入	生物多様性条約、ラムサール条約、ワシントン条約
	○			⑭汚染・腐敗・賄賂、不透明な金品の授受など	国連グローバルコンパクト、OECD多国間企業ガイドライン、OECD外国公務員贈賄防止条約
	○		○	⑮バイオ、ナノテク等の先端分野において安全性の点で議論がある ような技術、製品の流入	カルタヘナ議定書
	○			⑯市民に対する環境情報の非開示、意思決定過程への不参加等	オースリス条約

(別表)

## 【解説】企業の社会的責任(CSR)とジェトロの取り組み

### 1. 競争力の源泉としてのトリプルボトムライン

1990年代以降急速に進行したグローバル化は世界全体で原材料・部品、労働力、などを調達し、世界全体でその製品を販売する多くの世界企業(多国籍企業)を生み出しているが、これらの企業の行動が社会(とりわけ雇用)や環境に与える影響への懸念も同時に高まりを見せている。企業・民間部門の影響力が巨大になる一方で、政府・公的部門に対しては「小さな政府」を求めるのが世界的趨勢である。結果として、企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility: CSR)がそれぞれの国や社会のあり方を反映しつつ、これまでになく強く問われる時代となっている。例えば地域統合が進むEUでは、特に雇用の確保という観点から企業、特に大企業に対し、CSRという形での社会的貢献それも単なる法律遵守を超えた貢献を求める動きが顕著である。また、巨大な世界企業の多くが自らのブランドを賭けて幅広くCSR活動に注力するのも、当然の企業戦略といってよい。今日世界の多くの企業は、経済、環境、社会のいわゆるトリプルボトムラインの側面を総合的に捉え、これを競争力の源泉として企業価値の向上につなげるという立場から新たな取り組みに着手している。

### 2. CSRの基本的考え方

一般にCSRの基本的考え方は、次の6点に整理できる<sup>1</sup>。CSRは消費者、従業員、投資家、地域住民など様々なステークホルダーとの交流の中で実現される。CSRは企業外とのコミュニケーションに留まらず、企業内における組織体制の構築なども含まれる。法令遵守は当然にして行われなければならないものであり、これは企業の事業活動の基礎となる。CSRは、これに加え、事業と密接な関係を有する製品・サービスの安全確保、地球環境・廃棄物リサイクル対策を含めた環境保護、労働環境改善、人材育成、人権尊重、腐敗防止、公正な競争、地域貢献、さらに地域投資やメセナ活動、フィランソロフィー等、様々な活動に及ぶ。CSRは国や地域の価値観、文化、経済、社会事情によって多様である。したがって、我が国には我が国のステークホルダーが求めるCSRがあり、地域には地域のステークホルダーが求めるCSRがある。さらに海外にはその地域のステークホルダーが求めるCSRがある。このように、CSRの内容、取り組みは広範囲に及び、事業に密接に関係することから、企業の自主的・戦略的取り組みが重要である。CSRの信頼性を支える取り組みで最も重要なものは情報開示と説明責任、ステークホルダーとの対話である。

### 3. ジェトロの取り組み

それでは、対内であれ対外であれ企業による投資・貿易活動の促進をその最大の使命とするジェトロは、今日そのSR(社会的責任)としていかなる形での社会への貢献を求められるのであろうか。

---

<sup>1</sup> 経済産業省(2004年)「企業の社会的責任(CSR)に関する懇談会」中間報告書を参照。

### 1) 情報提供活動を通じた普及・啓蒙とグッドプラクティスの推進支援

例えばジェットロが国の内外の事務所で行っている貿易・投資に関わる相談業務では、「××国に 〇〇を輸出したい」といった相談が寄せられることがある。ジェットロはこのような相談に対し関連法規を調査した上で、例えば「××国の法令では 〇〇の輸入は禁止されている」等の回答を行うことになる。日常の調査・研究、情報収集活動を通じて内外の法規、国際的規範、ルールを正確に把握し、これを踏まえて、相談を寄せてくる企業・団体に対し適切な情報を提供し、法令や国際的規範の遵守・尊重を促していくことは、ジェットロが果たすべき重要な社会的使命である。さらに、製品・サービスの安全確保、地球環境・廃棄物リサイクル対策を含めた環境保護、労働環境改善、人材育成、人権尊重、腐敗防止と公正な競争の維持、地域貢献、さらに地域投資やメセナ活動、フィランソロフィー等、各分野で企業が行う CSR 活動に、とりわけ途上国におけるグッドプラクティスの推進支援という見地から、積極的に協力していくことは重要である。

### 2) サプライチェーンに配慮した貿易・投資促進事業の展開

途上国の産業育成、特に貿易や投資を通して地域の開発、成長を支援するというジェットロ事業では、例えば現地の製品の日本市場での販路を開拓し、当該分野の輸出拡大の支援をする、という業務も行っている。具体的には、ローカルの産品を発掘し、これを日本の市場に合うようにどのように改善すればいいか指導する「マーケティング」の支援をジェットロは行っている。ここで注意を要するのは、その製品のサプライチェーン、例えば原料や部材の調達段階で生じ得る問題とこれへの対処である。EU が厳しい製品環境基準を制定し、これが事実上の世界標準を形作るという時代背景もあり、多くの世界企業は既に、例えばサプライチェーンの源流に遡る徹底した化学物質管理を実施するグリーン調達体制を構築している。さらに、サプライチェーン全体を対象として環境社会配慮を実施する CSR 調達に取り組む企業すら存在する。貿易・投資の促進というジェットロ創立以来の使命の遂行も、このような現状に照らし、例えばサプライチェーン全体に配慮した上での実践が求められている。

### 3) 発展途上国における環境保全対策への支援

ジェットロは特に 1990 年代以降、その多くが政府からの受託事業(例えばグリーン・エイド・プランという技術協力事業の実施)としてではあったが、途上国における産業公害対策、省エネルギー対策への支援を、アジア諸国(中国、ASEAN 諸国、インド)を中心に行ってきた。中国、インドを中心とするアジア諸国の近年の高度経済成長はとりわけ貧困緩和という視点から歓迎すべき展開ではあるが、地域的な産業公害問題さらには温暖化に象徴され地球環境問題の深刻化も世界が直面している一方の現実である。ジェットロは途上国の現地企業、進出本邦企業の環境保全対策への支援にも、今後とも積極的に取り組んでいくことが重要である。

以上